

2017年 村尾事務所ニュース

村尾経営労務研究所・高松北部労務協会
特定行政書士・特定社会保険労務士・労務調査士®
高松市中央町8-10 TEL087-835-1477 FAX835-1496
http://muraao-company.sakura.ne.jp/



官庁申請代行・人事労務 ～頑張る企業支援～

- 社保・劳保・産廃・建設許可、入札指名願、経営審査
各種助成金申請など官庁申請手続
- 就業規則等諸規程の整備、人事・労務諸制度、給与計算
- 労働紛争解決手続代理 ■ 行政不服申立、告訴、告発
- 労務トラブル未然防止点検 ■ 監督署是正勧告対応

平成29年9月1日号

厚生年金保険料率改定

厚生年金保険料率は、毎年9月分(10月支払いの給与)から改定されます。また、今年の算定基礎届により決定された社会保険料額も、9月分から適用(10月支払いの給与から控除)となります。当事務所にて社会保険算定基礎届を申請代行された会員の皆様には、9月中旬に社会保険算定基礎届結果通知書と共に個人別保険料一覧表を送付いたしますので、ご確認下さい。

各種助成金のお知らせ

★育休休業等支援コース

女性・男性・正社員・期間雇用者等の育休⇒復帰に出る助成金です。

育休取得： 中小企業事業主が、育児休業取得予定者と育児休業前の面談を実施した上で、育休復帰支援プランを作成し、当該プランの実施により、当該予定者が3か月以上育児休業を取得した場合支給。

職場復帰： 育休復帰支援プランの実施により、育児休業中の情報提供を含む復帰支援を行うと共に、育児休業復帰前・復帰後の面談により必要な支援を行った上で、育児休業取得者が職場復帰後6か月以上雇用された場合、支給されます。

代替要員確保： ①育児休業取得者の職場復帰前に、就業規則等に育児休業が終了した労働者を原職等に復帰させる旨を規定すること。②対象労働者が3か月以上の育児休業を取得した上で、事業主が休業期間中の代替要員を確保すること。

◎助成額：① 育休取得時・職場復帰時 1企業につき2人まで(正社員1人、期間雇用者1人)それぞれ1人について、以下の額が支給。1回目(育休取得時助成金)：プランを策定し、育休取得した時：28.5万円<生産性要件36万円> 2回目(職場復帰時助成金)：育休者が職場復帰した時：48.5万円<同60万円>

② 代替要員確保時 支給対象労働者1人当たり47.5万円<生産性要件60万円>支給対象労働者が有期契約労働者の場合 9.5万円<生産性要件12万円>加算

★特定求職者雇用開発助成金 長期不安定雇用者雇用開発コース

長期にわたり不安定雇用を繰り返してきた者をハローワークなどの紹介によって通常の労働者(正規雇用労働者)として新たに雇い入れた事業主に対して、助成金を支給するものです。

(1) 35歳以上60歳未満の求職者 (2) 雇入れの日の前日から起算して過去10年間に5回以上離職を繰り返してきた者 (3) ハローワークまたは民間の職業紹介事業者などの紹介の時点で失業状態にある方 (4) 正規雇用労働者として雇用されることを希望している方。

◎助成額：60万円

★65歳超雇用推進助成金 65歳超継続雇用促進コース

65歳以降の継続雇用延長や65歳までの定年年齢の引上げのための助成金。1年以上雇用されている60歳以上の方がいること。

◎助成額：(1) 65歳への定年引上げ・・・5歳未満：20～30万円 5歳：30～120万円

(2) 66歳以上への定年引上げ又は定年の定め廃止・・・5歳未満：25～35万円 5歳以上：40～145万円 (3) 定年の定め廃止・・・40～145万円 (4) 希望者全員を66～69歳の年齢まで継続雇用する制度・・・4歳未満：10～20万円 4歳：20～75万円 (5) 希望者全員を70歳以上の年齢まで継続雇用する制度・・・5歳未満：15～25万円 5歳以上：25～95万円

★人事評価制度改善等助成金

人事制度を賃金アップにつなげるための助成金。

◎助成額：人事評価制度及び賃金制度を整備した場合、50万円。人事評価制度等の整備から1年経過後に、生産性向上、賃金引上げ及び離職率低下の目標を達成した場合、更に80万円を助成

★キャリアアップ助成金 諸手当制度共通化コース

基本給以外の「手当」を非正規の方にも共通に付けた場合の助成金

◎助成額：38万円<生産性の向上48万円>